徳島県告示第六百八十五号

次のとおり公聴会を開催するので、 徳島県都市計画公聴会規則 (昭和四十四年徳島県規則第九十号) 第二条の規定に基づき 同規則第三条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯泉 嘉門

- 日時 令和三年十一月十七日 (水曜日) 午後二時から三時まで
- 場所 三好市池田町マチニー四五番地一 三好市第二分庁舎 二階会議室
- 二公述の申出

に 県県土整備部都市計画課へ提出すること。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、 意見の要旨、 意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島 令和三年十一月十二日 (金曜日)まで

## 四都市計画の素案の概要

- 1 都市計画の名称 池田都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画内容 池田都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針を変更する。

## 五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課並びに三好市建設部管理課及び企画財政部地方創生推

## 進課

2 縦覧期間

除く。 日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を 令和三年十月二十九日 (金曜日) から十一月十二日 (金曜日) まで (土曜日) )の午前八時三十分から午後五時十五分まで 日曜

## 六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 | — | 五六五) この公聴会についての問合せは、 へすること。 徳島県県土整備部都市計画課 (電話〇八八一六二